

重要

特別徴収義務者様

柏市長 太田和美

## 令和5年度 市民税・県民税 特別徴収義務者の指定について

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より多大の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴事業所を地方税法第41条及び第321条の4、並びに柏市税条例第45条の規定により、令和5年度特別徴収義務者に指定します。

なお、以下のとおり取り扱いに必要な関係書類を送付いたしますので、取扱要領に御留意のうえ一層の御協力をお願い申し上げます。

### 令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収のしおり（令和5年6月分～令和6年5月分）

#### 表紙 特別徴収義務者指定通知

- P1 納入場所、納入金額の変更、納入方法のご案内
- P2 取扱要領
- P3～6 異動届出書、切替届出書の記入のしかた
- P7～8 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- P9 特別徴収切替届出（依頼）書
- P10 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- P11 納入書（裏面：退職所得に係る市民税・県民税納入申告書）
- P12 退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書（裏面：記入例）
- P13 ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書

柏市

財政部 市民税課  
特別徴収担当

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号  
電話 04-7167-1111（代表）  
内線 337・389・697・698

市町村コード：122173

※この冊子にある書類はすべて、柏市ホームページからダウンロードできます。

柏市 特別徴収 検索

## 納入場所（窓口納付）

柏市役所  
 柏市役所沼南支所  
 柏市役所各出張所  
 柏駅前行政サービスセンター  
 千葉銀行  
 千葉興業銀行  
 京葉銀行  
 みずほ銀行  
 三菱UFJ銀行  
 りそな銀行  
 埼玉りそな銀行  
 筑波銀行  
 東日本銀行  
 東京スター銀行  
 みずほ信託銀行

水戸信用金庫  
 東京ベイ信用金庫  
 東京東信用金庫  
 銚子商工信用組合  
 中央労働金庫  
 市川市農業協同組合  
 ちば東葛農業協同組合

指定ゆうちょ銀行・郵便局  
 ※貴事業所が指定したゆうちょ銀行・郵便局です。  
 ※最終ページにあります「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について」をご覧ください。

令和5年4月1日現在

## 納入金額の変更について

退職・転勤・税額変更等で納入金額に変更が生じた場合は、納入書を手書き訂正してご利用ください。

（※領収証書・納入書・納入済通知書の3枚とも全て訂正してください。）

①印字金額を抹消します

		記入例		(1) 納入金額	円				
				→ <del>152,000</del>					
給与分 (2)一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					1	0	6	5	0
納	退 職								
入	所 得 分								
	入 延 滞 金								
金	柏 市								
額	合 計 額				1	0	6	5	0

②金額を記入します

**※税額変更後の納入書は送付しておりません。**  
**金額訂正による納入にご協力ください。**

## ◆その他の納入方法のご案内◆

### ①地方税共通納税システムで納入

※詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

### ②コンビニエンスストアで納入

※上限額 30 万円を超える納入はできません。

### ③キャッシュレス（クレジットカード等）で納入

※詳しくは地方税お支払サイトでご確認ください。

### ④ペイジー納入（ネットバンキング、ATMでの納入）

※ネットバンキングでのペイジー納入は事前に金融機関とご契約が必要です。

※①、③、④は領収証書を柏市から発行いたしません。

【ご利用方法（必ずお読みください）】

◆まずはお電話にて納入書をご請求ください。

②～④の納入方法をご利用いただくには、**専用の納入書が必要です。**

お手数ですが、納入書をご請求いただき再発行を受けてください。

※当初お送りしている納入書では、②～④はご利用できません。

※再発行した納入書は、納入金額の訂正ができません。納入金額に変更が生じた場合は、再度納入書の請求が必要です。

◆詳しいお手続き方法や取扱店舗などにつきましては、お電話にてお問い合わせいただくか、柏市のホームページ等をご確認ください。

【お問い合わせ・納入書請求先】

柏市財政部 収納課 電話番号 04-7167-1122（直通）

## ◎ 取扱要領

### 1. 特別徴収税額の通知について

給与所得等に係る市民税・県民税を特別徴収の方法で徴収する場合は、特別徴収義務者を經由して5月31日までに各納税義務者に税額等を通知することになっていきますので、特別徴収税額通知書(納税義務者用)は開封せず直ちに納税義務者にお渡しください。

### 2. 月割額の徴収と納入

特別徴収義務者は、特別徴収税額の月割額を6月から翌年5月まで毎月給与の支払いをする際に徴収し、**翌月10日までに**表紙裏面に記載されている納入場所をご利用の上納入してください。なお、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者には、「特別徴収税額の納期の特例」制度があります。詳しくは当課までご連絡ください。「特別徴収税額の納期の特例」の承認を受けている特別徴収義務者が11月分及び5月分で納入する場合には、納入書の納入金額の訂正をお願いします。

※ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、綴込みの指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

### 3. 納期限までに税金が完納されない場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて計算された延滞金を加算して納付しなければなりません。(地方税法第326条)更に、税法の規定により、財産の差押処分を受けることになります。(地方税法第331条)

### 4. 退職所得の分離課税

退職所得の特別徴収については、納入書の裏面の退職所得に係る市民税・県民税納入申告書に内訳を記入し、**徴収した月の翌月10日までに**納入してください。

※納入先は、退職者が退職した年の1月1日現在における住所地の市区町村です。

※退職所得に対する税額計算方法等については、柏市のホームページ (<https://www.city.kashiwa.lg.jp>) もご参照ください。

### 5. 特別徴収義務者の所在地・名称の変更

綴込みの特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出してください。

### 6. 給与所得者の異動と異動届出書について

(1)退職・転職等により異動が生じた場合には、**異動のあった月の翌月10日までに**異動届出書を提出してください。非課税者が退職・転勤等をする場合も同様です。(用紙が不足した場合は、写しをお取りになるか柏市ホームページからダウンロードしてご利用ください。)

(2)1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、その税額を一括徴収することが義務づけられています。(法321の5②)

(一括徴収とは、特別徴収義務者が、退職者の未徴収税額の全部を最後の給与等から差し引いて納入する方法です。)

一括徴収した場合は、一括徴収月の翌月10日までに未徴収税額の全部を納入してください。

上記の期間以外でも退職者の一括徴収にご協力ください。

(3)異動届出書の提出先は、給与所得者の1月1日現在住所地の市区町村長です。ただし、特別徴収の指定を受けている市区町村と給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、両方の市区町村長に提出してください。(例:前年度は他市で課税、新年度は柏市で課税)

(4)転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で異動届出書の上段の事項を記入後、新勤務先に回付し、新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事項を記入して、給与所得者の1月1日現在住所地の市区町村長に提出してください。

(5)外国人が退職、帰国(出国)するときは、残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収または、納税管理人の選任にご協力ください。

# 普通徴収記入例

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R 4		R 5	
F 非課税		F 非課税	
他市課税		他市課税	

※異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

柏市長あて		住所(居所)又は所在地 〒123-4560 千葉県柏市△△1-2-3		特別徴収義務者番号 0 0 0 0 0 0		※市町村ごとに異なります	
令和●●年▲▲月××日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルマルパソパソショウジ		整理番号 0 0 0 1			
氏名又は名称 株式会社 ○○××商事		代表者の職氏名 代表取締役 柏 和郎		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課 氏名 千葉 花子 電話 00-××××-0000 (内線 123)			
個人番号※2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		給与所得者 受給者番号 フリガナ 1234 氏名 柏 太郎 (旧姓)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000 円		(イ) 徴収済額 40,000 円	
生年月日 昭和・平成 60 年 1 月 1 日		異動年月日 ●●. 9 . 30		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 80,000 円		異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 普通徴収(本人納付) ※10.その他	
個人番号※2 × × × × × × × × × × × ×		1月1日現在の住所 千葉県柏市○○1-2-3		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 月分で納入 ( 月 日納期限付) ③ 普通徴収(本人納付) 2,000,000 円 100,000 円		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 控除社会保険料額	
給与の支払を受けなくなった後の住所		給与の支払を受けなくなった理由 1. 異動 2. 異動申請 徴収予定		9月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、10月から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円 (イ) 徴収済額 40,000円(6月から9月) (ウ) 未徴収税額 80,000円(10月から5月)		退職する年の給与支払額・控除社会保険料を記載してください。	
◎転勤(転職)等による		新しい勤務先の特別徴収		↑ 普通徴収税額		納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/>	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒		氏名及び所属課、係名並びに電話番号		月分から徴収し、納入します。		リストOK <input type="checkbox"/>	
フリガナ		氏名		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		簡易通知納入書 <input type="checkbox"/>	
氏名又は名称		電話		納入書 要・不要		しおり <input type="checkbox"/>	
代表者の職氏名		(内線)					
法人番号		受給者番号					

※「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。  
※10.その他(係名)を記載してください。  
※11.他の市区町村に転居した場合は、転居先へ送付してください。

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

◎1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当



# 一括徴収記入例

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R	4	R	5		
	F		F		F
	非課税 他市課税		非課税 他市課税		非課税 他市課税

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

※1「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。  
 ※2「個人番号」の欄には、個人番号を記載してください。個人番号が不明な場合は「×」を記載してください。  
 ※3「退職した年の1月から退職時までの給与支払額」の欄には、退職した年の1月から退職時までの給与支払額を記載してください。

柏 市長あて 令和 ●●年 ▲▲月 ××日提出	住所(居所) 又は所在地 千葉県柏市△△1-2-3	特別徴収義務者番号 0 0 0 0 0 0	整理番号 0 0 0 1	※市町村ごとに異なります
フリガナ カシワ タロウ	カブシキガイシャ マルマルパソパソショウジ	課・係 人事課	氏名 千葉 花子	
氏名又は名称 株式会社 ○○××商事	代表者の職氏名 代表取締役 柏 和郎	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 00-××××-0000 (内線 123)	電話 00-××××-0000 (内線 123)	
個人番号※2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	異動年月日 ●●・9・30	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 育児休業 ⑥ 長期欠勤 ⑦ 死亡 ⑧ 会社解散 ⑨ 住所誤報 ⑩ その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須) 【10月分で納入】 (11月10日納期限分) 3. 普通徴収 (納付)	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 2,000,000 円 控除社会保険料額 100,000 円
受給者番号 1234	特別徴収税額(年税額) 120,000 円	(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 40,000 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 80,000 円
氏名 柏 太郎 (旧姓)	昭和 平成 60年 1月 1日			
個人番号※2 × × × × × × × × × × × × × ×	1月1日現在の住所 千葉県柏市○○1-2-3			
給与の支払を受けなくなった後の住所				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため(10月20日申出) 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話
徴収予定 徴収予定月日 10・25 徴収予定額 上記(ウ)と同額 80,000 円	

一括徴収月を記入してください。

- (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
- (普C) 給与が少なく税額が引けない
- (普D) 給与の支払が不定期
- (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 -
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	
法人番号	

9月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、10月で一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円  
 (イ) 徴収済額 40,000円(6月から9月)  
 (ウ) 未徴収税額 80,000円(10月から5月)

↑  
一括徴収税額

◎1月1日から4月30日までの間に退職し  
 【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10

※市役所使用欄 納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/> リストOK <input type="checkbox"/>	簡易通知 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> しおり <input type="checkbox"/>
納入します。 不要	

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

# 転勤記入例

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R	4	R	5		
	F		F		F
	非課税		非課税		非課税
	他市課税		他市課税		他市課税

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

柏市長あて 令和●●年▲▲月××日提出 給与支払者 (特別徴収義務者) 〒123-4560 千葉県柏市△△1-2-3 カブシキガイシャ マルマルバツバツショウジ 株式会社 ○○××商事 代表取締役 柏和郎 個人番号※2 又は法人番号 1234567890123	特別徴収義務者番号 000000 整理番号※1 0001 ※市町村ごとに異なります
住所(居所)又は所在地 〒123-4560 千葉県柏市△△1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルマルバツバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○○××商事 代表者の職氏名 代表取締役 柏和郎 個人番号※2 又は法人番号 1234567890123	課・係 人事課 氏名 千葉花子 電話 00-XXXX-0000 (内線123)
受給者番号 1234 フリガナ 氏名 柏太郎 (旧姓) カシワ タロウ 異動年月日 ●●.9.30 (ア)特別徴収税額(年税額) 円 120,000 (イ)徴収済額 6月から10月まで 9月まで 円 40,000 (ウ)未徴収税額(ア)-(イ) 10月から5月まで 円 80,000	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課 氏名 千葉花子 電話 00-XXXX-0000 (内線123) 異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休業 異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1) (2) (3) (4) (5) 退職した年の1月分から退職時までの給与支払額 2,000,000 円 控除社会保険料額 100,000 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由 1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日 申出) 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の 理由	相続人の氏名等 氏名 続柄
--	---------------------

柏市に指定番号がある場合は  
 記入してください。

新しい会社で特別徴収を開始する月を  
 記入してください。

退職する給与所得者が、新しい会社で特別徴収をする場合。

10. その他(特別徴収不可) ※10.その他を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1. (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2. (普C) 給与が少なく税額が引けない 3. (普D) 給与の支払が不定期 4. (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)
--

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 XXXXXX 新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒987-6543 千葉県柏市●●3-2-1 フリガナ バツバツドウサン 氏名又は名称 XX不動産 代表者の職氏名 代表取締役 柏次郎 法人番号 9876543210987	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 労務係 氏名 千葉太郎 電話 00-XXXX-0000 (内線987)	新しい勤務先では 10月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要	※市役所使用欄 納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/> リストOK <input type="checkbox"/> 簡易通知 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> しおり <input type="checkbox"/>
---	--	--	--

◎1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

御注意

※2「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付してください。新勤務先へ送付してください。新勤務先へ送付してください。

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

# 特別徴収切替届出(依頼)書

令和	所在地	〒	—	特別徴収 指定番号 <small>※市町村ごとに異なります</small>	指定番号がある場合は記入 ※新規の場合は記入不要	新規の場合 納入書(要・不要)
<p>口座振替又は本人が納付書を使用して納付済の場合、<b>納期末到来の未納付分のみ特別徴収へ切替可能です</b>。納付済期については本人にご確認ください。                  ※二重納付防止のため、納期末到来分の納付書を添付してください。                  ※口座振替又は本人が納付書にて今年度分全額納付済の場合は、特別徴収に切替不要ですので、<b>届出書の提出も不要です</b>。</p>				担当者 連絡先	課・係 人事課	
				氏名	千葉 花子	
				電話	00-XXXX-0000 (内線 123)	
給与 所得者	フリガナ	カシワ タロウ	旧 姓	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・②・3・4 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び随時期分については、特別徴収への切替ができません。	
	氏 名	柏 太郎		特別徴収 開始予定月	8月分( 9月 10日納期分) から 特別徴収を開始します。	
	生年月日	昭和 〇〇年 〇月 〇日 平成 〇〇年 〇月 〇日		届出理由	① 入社 2. その他( )	
	受給者番号(又は社員番号)があれば記入	12345		月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	
	の住所			至急連絡が必要な場合は、「月割額の連絡」欄に日付をご記載ください。 (添付してください。)		
<p>特別徴収開始月を書いてください。                  特別徴収開始月は<b>柏市で指定するものではありません</b>。                  柏市で切替届出書を受付してから約10日で簡易的な通知書を送付しますので、給与計算時に徴収が可能な月を記載してください。</p>				<p>※既に納付済のものや口座振替の場合は不要です。 ※税額決定・納税通知書の送付は不要です。</p>		
<p>【注意事項】</p> <p>1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。                  ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。                  (市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)</p> <p>2. 特別徴収への切替期限は、第4期の納期限1月31日(土・日・祝日の場合は翌平日)までです。随時期分は切替できません。</p> <p>3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。</p> <p>4. 用紙が足りない場合は、写しをお取りになるか、柏市ホームページからダウンロードしてご利用ください。</p>				※市役所使用欄	処 理	
				特別徴収税額	円	
				月分	円	
				月分以降	円	
				納通差し替え 口座 Fキップ 簡易通知 納入書 特徴しおり	要・不要 有・無 1・2・3・4 送付済	確 認
<p>【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当</p>						

御注意

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

Table with columns R, 4, R, 5 and rows for F (非課税) and 他市課税.

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

※1「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。

Main form containing personal information, employer details, and tax calculation fields (特別徴収税額, 徴収済額, 未徴収税額).

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

Form for lump-sum payment (一括徴収) with reasons and recipient information.

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

Form for special payment reporting due to job change, including new employer details and checkboxes for document requirements.

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。



御注意

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R 4		R 5	
F		F	
非課税		非課税	
他市課税		他市課税	

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

※1「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。  
 ※2「個人番号」の欄には、個人番号を記載してください。個人番号が不明な場合は、個人番号を記載し、個人番号を記載しない旨を記載してください。  
 ※3「住所」の欄には、給与の支払を受ける住所を記載してください。給与の支払を受ける住所が不明な場合は、住所を記載し、住所を記載しない旨を記載してください。  
 ※4「代表者の職氏名」の欄には、代表者の職氏名を記載してください。代表者の職氏名が不明な場合は、代表者の職氏名を記載し、代表者の職氏名を記載しない旨を記載してください。  
 ※5「法人番号」の欄には、法人番号を記載してください。法人番号が不明な場合は、法人番号を記載し、法人番号を記載しない旨を記載してください。

柏市長あて		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 -				特別徴収義務者番号				※市町村ごとに異なります
令和 年 月 日提出			フリガナ					整理番号	※1			
			氏名又は名称					連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係			
			代表者の職氏名						氏名			
		個人番号※2 又は法人番号					電話			(内線 )		
給与所得者		受給者番号		フリガナ			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日		
		氏名		[旧姓]		円	月から	月から				
		生年月日		昭和・平成 年 月 日		円	月まで	月まで				
		個人番号※2				円	円					
		1月1日現在の住所										
		給与の支払を受けなくなった後の住所										

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日 申出)		相続人の氏名等		
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。		氏名	続柄	
	徴収予定月日		住所		
徴収予定	徴収予定額 上記(ウ)と同額		電話		
		円			

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休業 6. 長期欠勤 7. 死亡 8. 会社解散 9. 住所誤報 10. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) <b>月分で納入</b> ( 月 日納期限分) 3. 普通徴収(本人納付)	円 控除社会保険料 円
(特別徴収不可) ※10.その他を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1. (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2. (普C) 給与が少なく税額が引けない 3. (普D) 給与の支払が不定期 4. (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	課・係	新しい勤務先では ____月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市役所使用欄 納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/> リストOK <input type="checkbox"/> 簡易通知 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> しおり <input type="checkbox"/>
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名		
フリガナ	電話	(内線 )	
氏名又は名称	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		
代表者の職氏名			
法人番号	受給者番号		

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。